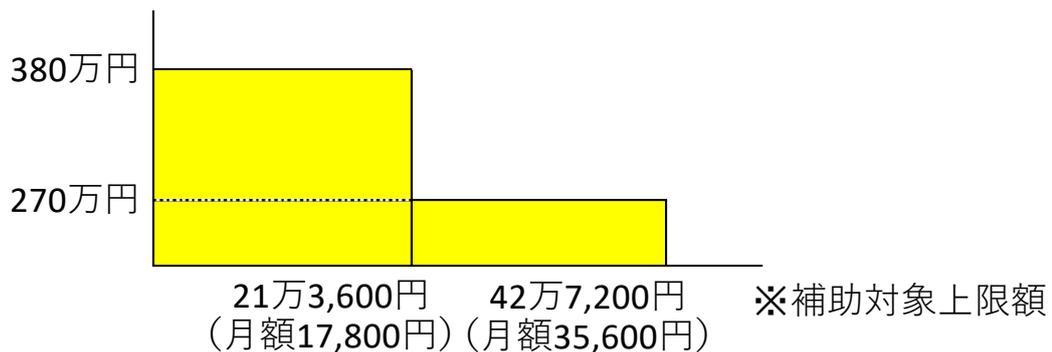


令和5年度東京都私立高等学校等専攻科支援金制度に関するご案内

1 本制度の概要

都内の私立高等学校等専攻科に在学する生徒に係る授業料負担を軽減する制度です。授業料負担の軽減額及び所得要件は下表を御参照ください。

※年収目安



※1 在学校の授業料（減免がある場合は減免後の額）が上限となります。

※2 年収では審査を行いません。実際の所得判定は下記2（6）の基準により行います。

ここでの年収はモデル世帯について判定基準を収入に置き換えた目安です。

2 本制度の対象者

以下のすべてに該当する生徒が対象となります。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 私立高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者
- (3) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (4) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月）を超えない者
- (5) 専攻科支援金の支給を通算して（4）で定める期間を超えて受けていない者
- (6) 以下の算式により算出された額（算定基準額）（生計維持者が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額）が以下の区分に該当する者

【算式】

区市町村民税の所得割の課税所得額^{※1}（課税標準額）×6%－調整控除の額^{※2}

※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額となる。

区分1 生計維持者の算定基準額が100円未満である者

区分2 生計維持者の算定基準額が51,300円未満である者（区分1に該当

する者を除く。)

- ※ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する区市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0円とする。

なお、令和4年7月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額から12万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。この場合の算式は以下のとおり。

【算式】

(区市町村民税の所得割の課税所得額 (課税標準額) -12万円) × 6% - 調整控除の額

- ※ 令和5年7月分～令和6年6月分の判定においては、平成16年1月2日～4月1日生まれの者が該当します。

3 留意事項

- (1) 以下のア、イ、ウのいずれかに該当する場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イ及びウについては翌年度の4月から専攻科支援金の支給対象となりません。

ア 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしない（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしない。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 一の年度における出席率が5割以下の者

- (2) 申請後離婚等により生計維持者に変更があった場合は、速やかに学校へ御連絡ください。
- (3) 期日を過ぎてから申請書類の提出があった場合は、原則として受付ができませんので予め御了承ください。

4 専攻科支援金の額

対象区分 (算定基準額の合算額)	年収目安 (参考)	支給年額 (月額) (※1)
区分1 (100円未満)	270万円未満	427,200円 (35,600円)
区分2 (100円以上 51,300円未満)	270万円以上 380万円未満	213,600円 (17,800円)

※1 支給年額 (月額) は授業料額 (減免がある場合は減免後の授業料額) が上限です。

5 提出書類

【新規申請者の場合】

- (1) 受給資格認定申請書 兼 収入状況届 (別記第1号様式) A・B各2枚 計4枚
(令和5年4月～6月分及び令和5年7月～令和6年6月分)
- (2) 個人住民税課税 (非課税) 証明書 (令和4年度分)
- (3) 個人住民税課税 (非課税) 証明書 (令和5年度分)
- (4) 高等学校等専攻科支援金に係る課税証明書 (補足)
(令和4年度分及び令和5年度分) ※

…(1)とは別封筒で封緘した上で、
学校へ提出してください。

【継続申請者の場合】

- (1) 受給資格認定申請書 兼 収入状況届 (別記第1号様式) A・B各1枚 計2枚
(令和5年7月～令和6年6月分)
- (2) 個人住民税課税 (非課税) 証明書 (令和5年度分)
- (3) 高等学校等専攻科支援金に係る課税証明書 (補足)
(令和5年度分) ※

…(1)とは別封筒で封緘した上で、
学校へ提出してください。

※ 課税証明書に「区市町村民税の課税所得額 (課税標準額)」、「合計所得金額」、「総所得金額等」、「扶養親族の合計」、「16歳未満の扶養者数」、「本人該当区分」、「区市町村民税の調整控除額」のいずれかが記載されていない場合、区市町村住民税担当窓口において「高等学校等専攻科支援金に係る課税証明書 (補足)」の発行を依頼し、課税証明書と合わせて提出する必要があります。詳細は別紙「課税証明書のご提出方法について」を御確認ください。

御提出いただいた個人住民税課税 (非課税) 証明書について、内容等の確認のため、東京都私学部よりお電話等にて御連絡させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

6 申請方法及び申請後の流れ (予定)

7月上旬	<ul style="list-style-type: none">学校から申請書類 (受給資格認定申請書 兼 収入状況届) を受け取る。お住いの区市町村税務担当窓口等で個人住民税課税 (非課税) 証明書等を取得する。
7月中旬～ 7月下旬	<ul style="list-style-type: none">学校が定める期日までに学校に申請書類及び課税証明書等を提出する。
9月	<ul style="list-style-type: none">都から学校を通じて受給資格認定通知及び収入状況審査結果通知を送付。
10月～ 11月	<ul style="list-style-type: none">都から学校を通じて支給額決定通知を送付。都から学校に専攻科支援金を交付し、学校が授業料に充当(※)

※すでに授業料を納付している場合は学校から還付されます。具体的な還付の方法については在学している学校にお問合せください。



7 問合せ先

(1) 制度に関するお問合せ先

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課保護者負担軽減担当：神尾

TEL：03-5320-7708

(2) 申請書類の提出方法や授業料等に関するお問合せ先

在学校